

地方創生に関する基本協定書

平成31年3月16日

飯能市（以下「甲」という。）及び株式会社ムーミン物語（以下「乙」という。）は、飯能市の地方創生の推進に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力することにより、飯能市の地域の活性化及び地域課題の解決を図り、もって飯能市の地方創生を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、「メッツァ」の運営、飯能市の観光振興に資する事項、その他飯能市の地方創生に資するものとして甲及び乙が認めた事項について相互に連携、協力するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携、協力に当たり知り得た情報については、秘密を保持しなければならない。ただし、当該情報が公表された場合又は相手方が承認した場合は、この限りではない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の2か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときには、更に5年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

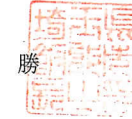
第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各々その一通を保有するものとする。

飯能市

甲

飯能市長 大久保



株式会社ムーミン物語

乙

代表取締役社長 渡邊基樹

